

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	番号の告知に関する所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>○ 所得税法上、顧客には証券会社等に対してマイナンバーを告知する義務が課されており、マイナンバー制度開始前からの既存顧客については、3年間の経過措置期間内（本年末まで）に告知を行うことが求められている。これまでに、証券会社等においては、関係省庁等と共に経過措置期間内における告知を求める広報を行うほか、顧客への通知により告知を求めてきたところ。</p> <p>○ マイナンバー制度の円滑な普及のため、当該経過措置について、所要の措置が必要。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ マイナンバー制度の円滑な普及の観点から、証券口座に係るマイナンバーの付番に関し、平成30年12月末の経過措置終了以降の対応について所要の措置を講じること。</p>		
関係条文	<p>所得税法第224条第1項～第3項、所得税法施行令第336条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第179号）第16条第5項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>○ 所得税法上、顧客には証券会社等に対してマイナンバーを告知する義務が課されており、マイナンバー制度開始前からの既存顧客については、3年間の経過措置期間内（本年末まで）に告知を行うことが求められている。これまでに、証券会社等においては、関係省庁等と共に経過措置期間内における告知を求める広報を行うほか、顧客への通知により告知を求めてきたところ。</p> <p>○ 経過措置終了後において告知を行っていない顧客は、所得税法上の義務違反が生じることになるが、経過措置期間内のマイナンバー取得は、困難な状況。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	12—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(横断的施策) 3 その他の横断的施策
	政策の達成目標	マイナンバー制度の円滑な普及のため、証券口座に係るマイナンバーの付番に関し、平成30年12月末の経過措置終了以降の対応について所要の措置を講じること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	証券口座に残高のある、マイナンバー未告知の既存顧客
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、証券口座におけるマイナンバー未告知の顧客のマイナンバー付番を促進し、マイナンバー制度の円滑な普及に繋がる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容 及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、マイナンバー制度の円滑な普及に資するものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし